

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

当社は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)に係るもの)に限ります。)のみを受入れます。

(1) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(2) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2. 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後、ただちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定を受入れます。

第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2. 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条(特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理いたします。

第5条(所得金額等の計算)

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関

連政省令の規定に基づき行われます。

第 6 条(契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき
- (3) 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (4) 申込者の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第 7 条(合意管轄)

申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第 8 条(約款の変更)

当社は、この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

2. 前項の通知は、その内容が申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者の新たな義務を課するものではない場合またはその内容の変更が軽微である場合は、当社 WEB サイト上での告知をもって代えることができるものとします。

附則

第 1 条(適用日)

この約款は、平成 22 年 1 月 1 日より適用します。

第 2 条(源泉徴収選択口座を開設している場合の取扱いについて)

租税特別措置法施行令(平成 20 年附則)第 25 条第 1 項に基づき、当社は平成 22 年 1 月 1 日現在の源泉徴収選択届出書を提出している申込者が当社の別に定める日までに源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を当社へ提出しない場合には、平成 22 年 1 月 1 日をもって源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をしたものとして取扱います。

以上

平成 21 年 10 月